

舞鶴小・中学校（仮称）開校準備委員会設置要綱

（委員会の設置）

第1条 舞鶴小・中学校（仮称）の開校準備を円滑に推進するため、舞鶴小・中学校（仮称）開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は前条の目的を達成するため次の事項を所管する。

- （1）校名、校章、校歌などの開校準備に関すること
- （2）教育課程の編制及び実施に関すること
- （3）通学路に関すること
- （4）施設整備、施設開放に関すること

（委員会）

第3条 委員会は別表第1のとおり組織する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、舞鶴中学校長を充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長が欠けた場合は、委員の互選により委員長代理を選任する。

（専門部会）

第5条 委員会の円滑な議事運営を図るため、委員会の下部機関として専門部会を設置する。

- 2 専門部会は委員会から付託された事項の検討を行い、検討結果を委員会に報告する。
- 3 専門部会は別表第2のとおり組織する。

（部会長）

第6条 専門部会に部会長を置き、委員の互選とする。

- 2 部会長は専門部会を主宰し、必要に応じて専門部会を招集する。
- 3 部会長が欠けた場合は、委員の互選により部会長代理を選任する。

（会議）

第7条 委員会及び専門部会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は教育委員会教育環境部に置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成22年 5月28日から施行する。

この要綱は平成22年 6月 7日から施行する。

この要綱は平成23年 5月27日から施行する。

この要綱は平成24年 6月 7日から施行する。

別表第1 開校準備委員会

組 織	氏 名	役 職
大名校区	井上 鴻一	大名校区自治協議会会長
	三原 哲彦	大名公民館長
	大崎 信昭	前大名公民館長
	千綿 俊一郎	大名小学校PTA会長
	竹中 良孝	大名小学校長
簗子校区	松原 英三	簗子校区自治連合会会長
	谷脇 正治	簗子校区自治連合会副会長
	遠藤 和子	簗子公民館長
	尾関 幸一郎	簗子小学校PTA会長
	吹氣 弘高	簗子小学校長
舞鶴校区	川崎 哲美	舞鶴校区自治協議会会長
	堤田 寛	舞鶴校区自治協議会副会長
	蔦野 賢次	舞鶴公民館長
	鶴田 孝志	舞鶴小学校PTA会長
	吉野 美智子	舞鶴小学校長
舞鶴中学校	早川 英一	舞鶴中学校PTA会長
	渡利 直弘	舞鶴中学校長
福岡市	森 茂	教育委員会教育環境部長
	桑田 哲志	教育委員会教育支援部長
	橋爪 秀三	教育委員会指導部長
	長谷川 弘明	教育委員会教育センター所長
	吉村 慎一	中央区区政推進部長

別表第2 専門部会

組 織	氏 名	役 職
大名校区	内林 潤一	大名校区自治協議会
	今井 知可子	大名小学校PTA副会長
	安河内 陽子	大名小学校PTA副会長
	吉野 和枝	大名小学校PTA副会長
	竹中 良孝	大名小学校長
箕子校区	田上 稔	箕子校区自治連合会副会長
	守山 典子	箕子小学校PTA会計
	高田 陽子	箕子小学校PTA
	山崎 順子	箕子小学校PTA
	吹氣 弘高	箕子小学校長
舞鶴校区	宮脇 敬子	舞鶴校区青少年育成連合会会長
	鈴木 あゆみ	舞鶴小学校PTA副会長
	江崎 真由美	舞鶴小学校PTA
	山崎 奈津子	舞鶴小学校PTA
	吉野 美智子	舞鶴小学校長
舞鶴中学校	小谷 記代子	舞鶴中学校PTA副会長
	松崎 理花	舞鶴中学校PTA副会長
	高田 麗子	舞鶴中学校PTA会計
	渡利 直弘	舞鶴中学校長
福岡市	井上 信行	教育委員会学事課長
	永松 由教	教育委員会施設計画課長
	倉重 良一	教育委員会施設整備課長
	小野田 勝則	教育委員会学校計画課長
	森 泰清	教育委員会教育支援課長
	穴井 福代	教育委員会学校指導課長
	池田 一司	教育委員会学校指導課長
	笠原 嘉治	教育委員会発達教育センター所長
	辻 政孝	中央区総務課長
	友納 達雄	中央区地域整備課長